

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月28日

【会社名】 ミネベア株式会社

【英訳名】 MINEBEA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員
貝沼 由久

【本店の所在の場所】 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 0267(32)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務本部 経理部 軽井沢工場経理部次長
常葉 伸一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目9番6号

【電話番号】 03(6758)6711(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務本部 財務部長
藤井 行弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債(注1)

【届出の対象とした募集金額】 新株予約権付社債
200億円(注2)

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注)1 本届出書の対象となる新株予約権付社債は、平成28年3月30日に開催された当社及びミツミ電機株式会社(以下、「ミツミ」といいます。)の取締役会の決議(株式交換契約の作成)並びにミツミにおいては平成28年12月27日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき当社とミツミとの間で行う株式交換(以下、「本株式交換」といいます。なお、当社においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本株式交換を当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われます。)に際し、ミツミが発行しているミツミ電機株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成27年8月3日発行)(以下、「承継前新株予約権付社債」といいます。)

す。)に付された新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の代わりに、本株式交換により当社がミツミの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)のミツミの新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)(新株予約権付社債に関する事項)」に掲げる当社の新株予約権を交付するものです。なお、当社は、本株式交換に際して、基準時においてミツミが発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。

- 2 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金200億円及び代替新株予約権付社債券(承継前新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本訂正届出書提出日において未確定であるため、平成28年11月30日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本株式交換の効力発生日(以下、「本効力発生日」といいます。)までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年12月7日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年12月27日開催のミツミの臨時株主総会において、本株式交換契約が承認されたこと並びにミツミが、平成28年12月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を提出したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正し、また、本株式交換の効力発生日に効力を生じる定款変更後の当社の商号の英文表記が不正確であったことに伴い、有価証券届出書及びその添付書類である定款の一部に訂正すべき事項がありますので、これに関する事項を訂正し、訂正した定款を添付するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成（公開買付け）の目的等

(2) 本経営統合の概要

本経営統合の方式

本経営統合後の経営体制

ア 商号

3 組織再編成（公開買付け）に係る契約

(1) 本株式交換契約の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

(1) 組織再編成に関し会社法に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式について

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

（添付書類の訂正）

定款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(2) 本経営統合の概要

本経営統合の方式

(訂正前)

両社は平成28年12月27日に開催予定のミツミの臨時株主総会における承認及び本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可を得ること等を前提として、本株式交換を行います。具体的には、ミツミの普通株式を保有する株主に対して当社（当社の平成28年6月29日開催の株主総会において、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日にミネベアミツミ株式会社に商号変更することを決議しております。）の普通株式を割当て交付します。

<後略>

(訂正後)

両社は平成28年12月27日に開催されたミツミの臨時株主総会における承認及び本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可を得ること等を前提として、本株式交換を行います。具体的には、ミツミの普通株式を保有する株主に対して当社（当社の平成28年6月29日開催の株主総会において、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日にミネベアミツミ株式会社に商号変更することを決議しております。）の普通株式を割当て交付します。

<後略>

本経営統合後の経営体制

ア 商号

(訂正前)

当社の商号について、当社の平成28年6月29日開催の株主総会において、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日に、その商号を以下に変更する決議をしております。

ミネベアミツミ株式会社（英名：MinebeaMitsumi Inc.）

<後略>

(訂正後)

当社の商号について、当社の平成28年6月29日開催の株主総会において、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日に、その商号を以下に変更する決議をしております。

ミネベアミツミ株式会社（英名：MINEBEA MITSUMI Inc.）

<後略>

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

(1) 本株式交換契約の内容の概要

（訂正前）

当社及びミツミは、平成28年3月30日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ミツミを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行われます。ミツミについては、平成28年12月27日に開催予定のミツミの臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。なお、両社は、平成28年10月12日付の両社の取締役会決議に基づき、同日付で本効力発生日等を変更する株式交換契約に関する覚書を締結しているため、下記(2)の「株式交換契約の内容」においては、当該変更後の内容を記載しております。

< 後略 >

（訂正後）

当社及びミツミは、平成28年3月30日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ミツミを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行われます。ミツミについては、平成28年12月27日に開催されたミツミの臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けております。なお、両社は、平成28年10月12日付の両社の取締役会決議に基づき、同日付で本効力発生日等を変更する株式交換契約に関する覚書を締結しているため、下記(2)の「株式交換契約の内容」においては、当該変更後の内容を記載しております。

< 後略 >

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

(訂正前)

ミツミの株主が、その有するミツミの普通株式につき、ミツミに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年12月27日開催予定のミツミの臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をミツミに対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成29年1月27日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

ミツミの株主が、その有するミツミの普通株式につき、ミツミに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年12月27日開催のミツミの臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をミツミに対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成29年1月27日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

(訂正前)

議決権の行使の方法としては、平成28年12月27日開催予定のミツミの臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年12月26日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、ミツミに上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

(訂正後)

議決権の行使の方法としては、平成28年12月27日開催のミツミの臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年12月26日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、ミツミに上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

(1) 組織再編成に関し会社法に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法 (訂正前)

<前略>

次に、ミツミにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、ミツミにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び本株式交換が効力を生じる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、ミツミ本店に平成28年12月12日より備え置くことを予定しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

次に、ミツミにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、ミツミにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び本株式交換が効力を生じる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、ミツミ本店に平成28年12月12日より備え置いております。

<後略>

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程
(訂正前)

基本合意書の締結（両社）	平成27年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	平成28年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	平成28年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日（ミツミ）	平成28年9月12日
臨時株主総会に係る基準日（ミツミ）	平成28年9月30日
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	平成28年12月27日（予定）
最終売買日（ミツミ）	平成29年1月23日（予定）
上場廃止日（ミツミ）	平成29年1月24日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年1月27日（予定）

< 後略 >

(訂正後)

基本合意書の締結（両社）	平成27年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	平成28年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	平成28年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日（ミツミ）	平成28年9月12日
臨時株主総会に係る基準日（ミツミ）	平成28年9月30日
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	平成28年12月27日
最終売買日（ミツミ）	平成29年1月23日（予定）
上場廃止日（ミツミ）	平成29年1月24日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年1月27日（予定）

< 後略 >

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

(訂正前)

ミツミの株主が、その有するミツミの普通株式につき、ミツミに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年12月27日開催予定のミツミの臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をミツミに対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成29年1月27日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

ミツミの株主が、その有するミツミの普通株式につき、ミツミに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年12月27日開催のミツミの臨時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をミツミに対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成29年1月27日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年12月7日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

平成28年6月28日 関東財務局長に提出

(訂正後)

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成28年12月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

平成28年6月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

平成28年12月28日 関東財務局長に提出